

目次

肩の力を抜いて ----- 1
 特集：一坪排除の陳情 ----- 2
 沖縄・名護の動き ----- 8
 やんばる便り(2) ----- 9
 交流キャンペーン速報 ----- 11
 認定・裁決取消訴訟(3) ----- 13
 新刊：『沖縄の素顔』 ----- 15
 集案案内・訂正・編集後記 ----- 16

軍用地を生活と生産の場に！

一坪反戦通信

No. 111

2000年4月28日

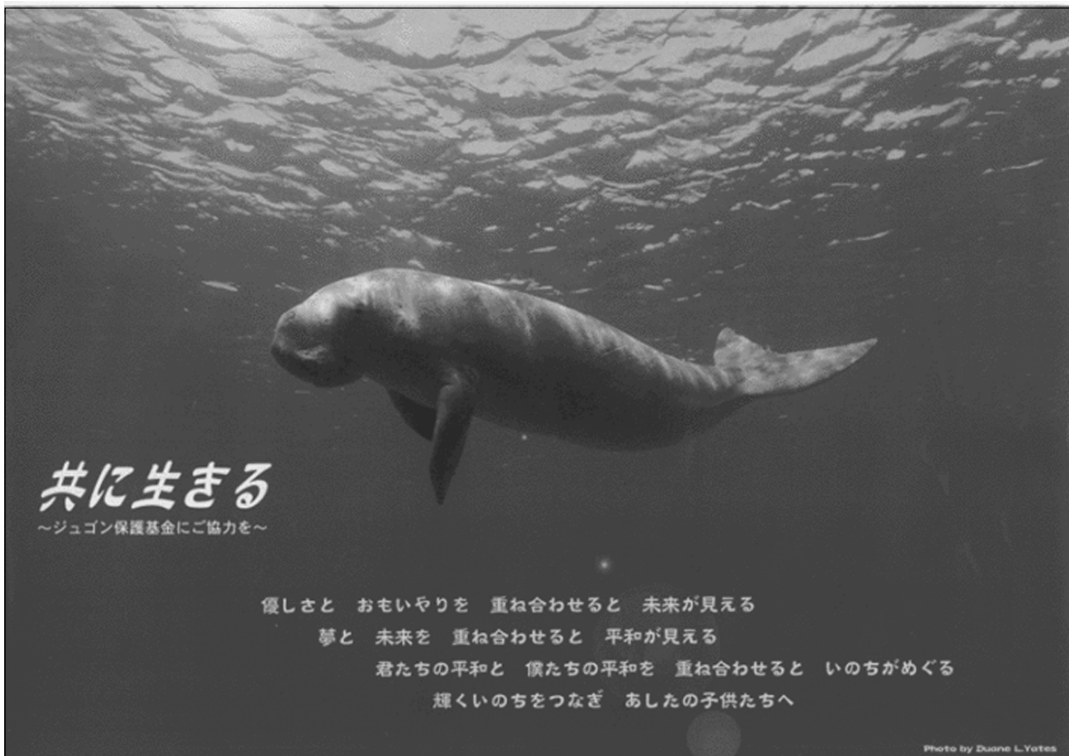
発行：沖縄・一坪反戦地主会 関東ブロック

住所：東京都千代田区三崎町 2-2-13-502

電話：090-3910-4140 FAX：03-3386-2203 郵便振替：00150-8-120796

ホームページ：http://www.jca.apc.org/HHK/ 電子メール：hankach@jca.apc.org

毎月1回 28日発行 一部200円 通信会費 年2000円



出典：ジュゴン保護基金（掲載許可済、5頁参照） photo by Duane L. Yates

沖縄県議会は三月三日に「県の外郭団体など、あらゆる県の機関から『一坪反戦地主など』を役員から排除すべき件」という標題の陳情を与党の賛成多数で採択した（特集参照）。

賛成討論をするのが恥ずかしくてか、本会議での伊波洋一議員の反対討論に何の反論もせず、与党議員たちは黙って起立しただけの採決だったという。まったく情けない議員たちである。賛成した与党議員の中にも、「陳情の文面は確かにひどかった」とか「継続審議にすべきだった」という採決に否定的な意見もあったと報じられているが、この陳情が採択されたことは、日本全国の右翼好戦勢力を勇気づけることは間違いない。

一方、沖縄の反戦運動に過大な期待を寄せていた人たちの中に衝撃が走り、気落ちして活動が鈍る人もあるかも知れない。さらに、名護市でもヘリ基地反対協議会が「現時点でのリコール請求の開始は困難である」との声明（八頁参照）を四月三日に出しており、沖縄の反戦平和運動は足踏み状態の感がある。

事態が思わしくない今こそ、肩の力を抜いて、鼻歌でも歌いながら、たゆみない歩みを続けていこう。（上原）

【特集】

一坪反戦地主排除
陳情採決問題

三月三日、沖縄県議会は、県の外郭団体などの役職から一坪反戦地主らを排除せよとの陳情を賛成多数で採決した。陳情の内容は、思想・信条の自由を真つ向から否定し、「反戦平和」運動に対する敵意に満ちたものである。また、「国策」を絶対視し、逆らうものを排除しようという時代錯誤も甚だしい内容だ。一坪反戦地主会はじめ多くの団体・個人が抗議の声を上げている。沖縄県議会のこの歴史的汚点を記録するために本特集を組んだ。賛成した二六人の議員はもとより議会の名譽のためにも速やかな撤回を期待する。

陳情に賛成した議員

- ・自由民主党
 - 翁長武志、翁長政俊、嘉数昇明
 - 具志孝助、安里進、小渡亨
 - 大工廻朝栄、高江洲義政、安次富修
 - 池間淳、伊良皆高吉、喜久山盛忠
 - 渡久地健、宮平昌永治、仲里利信
- ・県民の会
 - 浦崎唯昭、上原政英、幸喜勝
 - 宮城國男、平識昌一、金城繁正
 - 平仲善幸
- ・新進沖縄
 - 新垣哲司、上原吉二、外間盛善
- ・無所属
 - 西銘恒三郎

陳情書

県の外郭団体など、あらゆる県の機関から「一坪反戦地主など」を役員から排除すべき件。



- 一 一坪反戦地主の土地所有の目的は、土地を経済的に使用する為のものでは無く、国の政策を妨害する為のものであるから、憲法第十二条違反である。
- 二 「反戦平和」とは、米軍を日本から追い出し、自衛隊を無くして、日本を無防備にしてから、民衆に暴動を起こさせ、日本を破滅に陥れようとする考えと同じである。
- 三 足を踏み鳴らし、拳は天を突き、怒号罵声で平和を叫んでも真の平和は訪れ無い。
- 四 平和祈念資料館監修委員、県公文書館役員、県教育委員などは特に歴史の公正を期する立場から、「一坪反戦地主」のような人物は不適格者である。
- 五 県内には、正しい歴史観を持つ有識者は豊富である。このような人達を差し置いて、保守県政のリコールを企てたり、少なくとも県政を危ふくし、県民の恥となるような行動、言動を繰り返して、てんとして恥じない「一坪反戦地主」などを有用し、県民の税金を無駄遣いすべきでは無い。

『憲法第十二条 この憲法が、国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。また、国民はこれを乱用してはならないのであつて、常に公共の福祉の為にこれを利用する責任を負ふ。』
『憲法第二十九条 財産権はこれを侵してはならない。』

財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。
私有財産は、正当な保障の下に、これを公共の為に用いることが出来る。』
「注」『国民の持っている土地は、常に公共の福祉の為に利用させねばならない』の意と解釈される。

以上のとおりであるので、県から給与、運営資金など何らかの資金の関わり合いの有る外郭団体に於いては、一坪反戦地主や過去にその団体の一員であった者は、役員から即刻排除すよう強く要請し、陳情書といたします。

平成十一年九月二十日

沖縄県議会
議長友寄信助殿

沖縄県政を糾す有識者の会
国旗国歌推進沖縄県民会議

会長 惠 忠 久

(以下氏名略)



一坪反戦地主会 声明

沖縄県議会総務企画委員会は、自民、県民の会、新進沖縄の賛成多数で、一坪反戦地主などを県の外郭団体などあらゆる県の機関の役員に就任させないようとの陳情を採択したうえ、本日三日の最終本会議での採択を強行した。

右陳情は、一坪反戦地主の土地所有は、国の政策を妨害する目的にでたものであるから



緊急糾弾集会（県民広場 2000.4.11）写真提供：違憲共闘会議

憲法一二条にいう自由及び権利の濫用に当たる。平和祈念資料館監修委員、県公文書館、県教育委員会などは、特に歴史の公正を期する立場から不的確」というものである。

右陳情は、極めて危険な内容であり、民主主義を根底から否定するものである。

右陳情は、国の施策に反する行為をしてはならない。国の定める歴史観に反してはならないという、まさに「ファシズム宣言」を沖縄県民に押しつけることを求めるものである。

思想信条の自由を保障することは、民主主義の基本であり、憲法一九条は基本的人権としてその不可侵性を宣言している。

一坪反戦地主会は、軍用地を、生活と生産の場に取り戻すことを目的とする団体である。

我々は、米軍基地の存在により沖縄県民の生命、人権が奪われ侵害されることに反対し、米軍基地が、ベトナム戦争、湾岸戦争を始め多くの人民の殺戮基地であることに反対し、性別、職業、年齢を問わず、広範な人々が結集する団体である。

我々は、戦争につながる一切を拒否する理念を共有するものである。

旧帝国憲法は、全ての権利が天皇によって許される範囲でしか享受しえないというものであり、国の政策に反対し、国の定める皇国

史観に反対すれば治安維持法によって投獄され、反対意見は封じられ、その結果、戦争への道をひた走っていったのである。

憲法は、過去の歴史の反省にたつて、民主主義の基本である思想信条の自由を保障したのである。

今回の自民、県民の会、新進沖縄による陳情採択は、彼ら自らが民主主義の体裁をすらかなぐり捨てて、己のファシズム宣言を行つたに等しいが、さらに到底許されざる暴挙は、沖縄県議会総務企画委員会、県議会本会議で右陳情を採択することによって、沖縄県民にファシズムを押しつけるという事実である。

沖縄県は、国の施策に反対するものは県から排除します、国の定める歴史観には反対しませんが、沖縄戦における沖縄県民の虐殺、集団死の強要についても国が言うことに逆らいませんというのであり、まさにファシズム宣言にほかならない。

我々は、このような、県民に対する、ファシズム宣言の強要を目的とする議会決議を糾弾するとともに、県民に対して、右決議の持つ危険性を認識し、ともに民主主義と憲法を守るために立ち上がることを訴えるものである。

二〇〇〇年三月三日

一坪反戦地主会

沖縄県議会の暴挙に抗議し、基地撤去と平和を求めるすべての人々に訴えます

沖縄・一坪反戦地主会関東ブロック

沖縄県議会は、三月三日、二月定例会最終本会議で、「県の外郭団体など、あらゆる県の機関から『一坪反戦地主など』を役員から排除すべき件」と題する陳情を、与党の賛成多数で採択しました。

私たち、沖縄・一坪反戦地主会関東ブロックは、県議会のこの暴挙に強く抗議します。

「沖縄県政を糾す有識者の会・国旗国歌推進沖縄県民会議」が提出したこの陳情書は、「軍用地を生活と生産の場に取り戻す」ことを目的に活動をつづけている一坪反戦地主を、「県政を危ぶくし、県民の恥となるような行動、言動を繰り返して、てんとして恥しない」と中傷するなど、敵意をあらわにしています。

陳情書は、憲法第二二条と第二九条の原文を、誤って引用しています。そしてこれらの条文は、「国民の持っている土地は、常に公共の福祉のために利用させねばならない」との意と解釈される、このへています。確かに第二二条は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は」、「公共の福祉のために」利用されねばならないとし、第二九条第二項は、財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」としています。しかし陳情書は、「公共の福祉」を、「国の政策」にすり替え、それを「妨害」することを、「憲法第二二条違反」としているのです。

陳情書はまた、「反戦平和」とは、日本を無防備にしてから、民衆に暴動を起こさせ、日本を破壊に陥れようとする考えと同じのとていますが、私たち

が主張する反戦平和は、過去の侵略戦争と植民地支配への反省に立って、戦争のない平和な世界を創造することです。

陳情書は、このように予断と偏見に満ちています。県議会と党の議員たちは、それらについて一言も語らぬまま陳情を採択しました。これは、問答無用、ひたすら多数をたのんでの暴挙であり、民主主義の破壊行為にほかなりません。

しかも陳情書のタイトルに「一坪反戦地主など」とあることは、陳情団体が排除すべきと考えている対象が、一坪反戦地主に限られないことを示しています。陳情書は、「一坪反戦地主の土地所有の目的」を「国の政策を妨害する為」と決めつけていますが、それは、この陳情の狙いが、「一坪反戦地主など」政府の政策を批判したり、それに反対するすべての人びとを、県政、ひいてはこの国の政治から排除することであることを、はしなくも露呈しています。

私たちは、今回の暴挙が、決して一坪反戦地主だけに向けられたものではないことを、沖縄を一日も早く「基地のない平和な島」にしたいと願う人びと、アジアと世界の平和を求めるすべての人びとに訴えます。そしてともに抗議の声をあげることを呼びかけます。

私たちは、沖縄県議会がこのような陳情を採択したことを深く悲しみます。しかし私たちの「軍用地を生活と生産の場に取り戻す」活動は、このような動きによっていさかも左右されるものではありません。私たちは、戦争に反対し基地の全面撤去を求めるすべてのみなさんとともに、平和をつくる道を、今後も力強く歩むことを宣言します。

二 年四月二三日

反対討論

伊波洋一（結の会）

結の会を代表し、陳情平成一年第一四六号、「沖縄県の外郭団体などあらゆる県の機関から一坪反戦地主など」を役員から排除することを求める陳情の採択に反対する立場で討論をおこないます。

本議会においては、一般的に請願と陳情の採択にあつては、全会一致を原則としており、今議会においても本件だけが採決による採択であることから本陳情は与党諸君にとっては異例な扱いがなされています。総務企画委員会において十分な審議が尽くされなままに採決で採択されたことで、本会議に回って参りました。

私は、県議会の使命は、県民の声を汲み取りながら議会で論戦を通して（それを県政に反映することであると考える）とあります。一部の者の意見を、数の力で押し切つて県政に反映しようとするのは、県民の信頼を裏切ることになるだけでなく、大きな非難をうけることは明らかであります。

ましてや、本陳情のように、「一坪反戦地主」および「反戦地主であった者」を県の外郭団体など、あらゆる県の機関から排除することを求める陳情を採択することは、日本国憲法の多くの条文にも反することはあきらかであり、許されることではありません。

さて、陳情は、どのような趣旨で、「一坪反戦地主」及び「反戦地主であった者」を公職から排除しようとしているのか、陳情書によって明らかになります。一、「一坪反戦地主の土地所有の目的は、土地を経済的に使用する為のものではなく、国の政策を妨害するものであるから憲法第十二条違反である」と書いています。憲法第十二条は、「この憲法が、国民に保障する権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。また、国民はこれを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」となっているが、この条文のどこに違反しているのか、違反し

ていないことは明白であります。むしろ、この陳情を県議会が採択することこそ、この条文に違反するものである。

つぎに、同陳情は、「一、反戦平和」とは、米軍を日本から追いだし、自衛隊をなくして、日本を無防備にしているから、民衆に暴動を起こさせ、日本を破滅に陥れようとする考えと同じである、と続けている。

太平洋戦争で最大規模の戦闘が続いた沖縄戦で二十数万人の戦死者を出し、十数万人にも及ぶ沖縄県民の戦死者の多くが非戦闘員であつた沖縄県民が悲惨な沖縄戦の体験をもとにして戦争に反対し、平和を願つことは、民衆に暴動を起こさせ、日本を破滅に陥れようとする考えと同じなのか。全く、逆であり、戦前、日本軍が、各地を侵略し、最終的には国民を破滅させ、国を破滅させたのではなかったか。

沖縄県民が戦争を憎み、平和を求める願いは、昨日、オープン式典を行なった新沖縄県平和資料館の設立理念にもつぎのように述べられています。

「沖縄戦の何よりの特徴は、軍人よりも一般住民の戦

ジュゴン保護基金への協力を

ジュゴン保護基金はIUCN（国際自然保護連合）やWWF（世界自然保護基金）などの専門的科学家による沖縄島東海域のジュゴンの生態調査とやんばるの環境調査の費用にあてられます。

郵便振替口座 01780-5-90603

加入者名 ジュゴン保護基金

共同代表：玉城芳喜、池原貞夫、香村真徳

事務局連絡先：東恩納琢磨

〒905-2266 名護市瀬嵩48番地

電話とファックス：0980-55-8587

死者がはるかに上まわっていることにあり、ある者は飢えとマラリアで倒れ、また、敗走する自国軍隊の犠牲にされるものもありました。私達沖縄県民は、想像を絶する極限状況の中で戦争の不条理と残酷さを身をもって体験しました。この戦争の体験こそ、とりもなおさず戦後沖縄の人々が米国の軍事支配の重圧に抗しつづつ、つちかつてきた沖縄のこのころの原点であります。「沖縄のこのころ」とは人間の尊厳を何よりも重く見て、戦争につながる一切の行為を否定し、平和を求め、人間の発露である文化をこよなく愛する心であります。「すなわち、「反戦平和」は、沖縄のこのころ、そのものであつて、本陳情の言う様に、民衆に暴動を起こさせ、日本を破滅に陥れようとする考えではないのであります。

陳情書は、続いて四、平和祈念資料館監修委員、県公文書館役員、県教育委員などは、特に歴史の公正を期する立場から、「一坪反戦地主」のような人物は不敵格者である。五、県内には、正しい歴史観を持つ有識者は豊富である。このような人達を差し置いて、保守県政のルールを企てたり、少なくとも県政を危うくし、県民の恥じとなるような行動、言動を繰り返して、てんとして恥じない「一坪反戦地主」などを有用し、県民の税金を無駄遣いすべきではない。以上のとおりであるので、県から給与、運営資金など何らかの資金の関わりのある外郭団体に於いては、一坪反戦地主や過去にその団体の一員であつたものは、役員から即刻排除するよう強く要請し、陳情書といたします、と結んでいる。

陳情者達がどのように考えようとする自由である。なぜなら、人間個々の内心の自由は、人権のうちでも優越的地位を有しており、具体的には、思想・良心の自由を保障するために、思想及び良心の自由（第十九条）、さらに、信教の自由（第二十条）、集会・結社・表現の自由（第二十一条）、学問の自由（第二十三条）を日本国憲法は、すべての国民の基本的人権として保障しているのであります。

憲法第十九条は、「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」憲法第二十一条は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。」憲法第二十三条は、「学問の自由は、これを保障する。」とし、これらの条文は、除外規定なしに、その自由を保障しているものであり、国民が一坪反戦地主になることを憲法は保障しているのであります。

また、憲法第二十二条は、何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

公共の福祉に反するとは、例えば、法が禁止する管理売春や国家試験で医師免許を持つもの以外の医療行為を規制することであり、医師以外の者の行為が人の健康に害を及ぼす虞があるからである。

陳情書の求めることは、一坪反戦地主を、県のあらゆる公職から追放することを求めるものであり、県から給与、運営資金など何らかの資金の関わり合いのある外郭団体とは、全ての福祉施設、認可保育所、作業所などをを含むことになる。

総務企画委員会では、採決で本陳情を採択して、本会議に送ってきたわけだが、一坪反戦地主とは、陳情書に言うように、それほど、県の公職から遠ざけなければならぬ存在なのですか。県議会がこのような陳情を採択することは、県議会の名譽を汚すだけでなく、一坪反戦地主会の名譽を著しく傷つける暴挙であります。総務企画委員会では、この陳情を採択した諸君は、一坪反戦地主会が一坪反戦地主を知っていて、採択したのでしようか。極めて疑問であります。

例えば、私は、一坪反戦地主会に参加する一坪反戦地主で、宜野湾市の有権者の信任を得た県議会議員です。例えば、本県から選出されている二人の参議院議員、島袋宗康参議院議員と照屋寛徳参議院議員は、一坪反戦地

主です。鳥袋宗康参議院議員は、社会大衆党委員長でもあり、県政を支える公党の代表者です。照屋寛徳参議院議員は、弁護士としても活躍しています。お二人は、投票した全県民の過半数以上の信任を得た国会議員であります。このお二人の国会議員がもし、県の外郭団体の役員を兼ねているのなら、即刻排除しようというのでしようか。さらに、市長村長にも一坪反戦地主はいるのであります。例えば、名護市の岸本建男市長も一坪反戦地主であります。彼も、県の外郭団体の役員に名を連ねてはならないということになります。陳情の趣旨は、県民や市民を侮辱することになることは明らかです。

与党の県議会議員に一坪反戦地主を理解していない方がいるかもしれないので一坪反戦地主会について述べます。一坪反戦地主会には代表世話人が六名おります。例えば、元沖縄大学長の新崎盛暉（もりてる）さんは一坪反戦地主会の代表世話人です。弁護士金城睦（ちかし）さん、池宮城紀夫（としお）さん、三宅俊司（しゅんじ）さんの三名は県民に尊敬される弁護士であります。一坪反戦地主の代表世話人もあります。多くの県民から慕われる牧師である平良修さんも代表世話人です。残るお一人の崎原盛秀（せいしゅ）さんは、長らく教職にいた尊敬される教育者であります。

一フイート運動の会事務局長の仲村文字先生も、元沖縄タイムス社長の豊平良頭（りょうけん）さん、牧港篤三さんも一坪反戦地主であります。もっと多くの著名な方々や県民が一坪反戦地主であります。一坪反戦地主や反戦地主は、沖縄の良心なのです。

そもそも、一坪反戦地主会は、一九八二年十一月十二日に結成されました。一坪反戦地主会会則は、第二条が会の目的として、「この会は戦争に反対し、軍用地を生活と生産の場に変えていくことを目的とする」とうたっています。

そして、第三条で、「1、一坪反戦地主を拡大し、相互の団結を強化する。2、反戦地主と連帯する。3、未

契約軍用地を返還された反戦地主を支援する。4、契約拒否運動を拡大する。5、その他、反戦平和運動に関する活動を行なう。」と活動内容を定め、ほぼ、その通りに活動してきています。さらに、第四条で、「会の目的に賛同し、一人一万円で土地を購入して共有登記をした一坪反戦地主をもって会員とし、この会を構成する。」としているように、嘉手納基地および普天間基地の中にある反戦地主の土地を共同で購入し共有しているのです。

なぜ、一坪反戦地主会が一九八二年に結成されたのか。最初から説明するとすれば、沖縄戦と米軍の沖縄占領および米軍基地建設のための強制土地接収にまで遡ることになります。

しかし、時間はありませんので、ぜひ、昨日オープンした摩文仁の新平和資料館の米軍占領と一九五五年頃から始まる土地闘争、復帰闘争、反基地闘争の展示資料を見ていただきたいと思えます。今日も全国の米軍専用基地の七五％が集中している沖縄では、強制接収された土地を諦めてきたわけでは決してない。伊江島の阿波根昌鴻さんは、もう四十五年も土地の強制接収に抗議し、返還を求め続けてきました。米軍の占領や強制接収で米軍基地となった土地の返還を求めて契約を拒否していた地主は、復帰前から多く、復帰直前には約三千人もいました。復帰を半年後に控えた一九七一年十一月九日、軍用地契約をしいなかつた地主は、「権利と財産を守る軍用地主会（通称・反戦地主会）」を結成した。反戦地主会に参加する地主は、戦争に結びつく基地には、自分の土地を提供しないという理念を堅持してきたなかで、復帰と同時に米軍基地の土地が還ってくることを求めています。

政府は、「公用地法（沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律）」を五年間の時限立法で制定し、米軍基地の未契約地主の土地の強制使用を継続した。公用地法は、沖縄県民の財産権を踏みじると同時に、二度と戦争には加担しないとする反戦地主の思想信条を否定す

る悪法でありました。

日本政府は、この最初の五年間で軍用地料を値上げして契約地主をなだめ、反戦地主の切り崩しにかかりました。契約をしない地主には周囲を含めて返還すると脅して契約を迫ったりして、復帰時の一九七二年に一九四一名いた反戦地主は、一九七七（年）までに五百名を割るところまでになったのです。

一九七七年五月一日に期限の切れた公用地法は、同年五月十八日に地籍明確化法が成立して生き返りさらに五年間延長されました。そして、一九八二年までに反戦地主は一五三人までに減じたのである。まさに、日本政府に真綿で首を絞められているようだ。反戦地主に言わしめたほどの締め付けが、反戦地主に対してなされていたのです。

そのために、先程の規約のように、反戦地主を支えるために一坪反戦地主会が同年十一月に結成されたのです。その後の米軍基地を巡る強制使用問題で、一坪反戦地主は、反戦地主とともに沖縄県民の権利を回復する運動を展開していく。一坪反戦地主会の運動がなければ、今日のような米軍基地の返還問題にまでは進むことはできなかった。

一九九五年九月の少女暴行事件直後の九月二十八日に大田知事が代理署名拒否を表明し、その後の沖縄基地を巡る大きな動きになってくるのも、反戦地主とともに一坪反戦地主の取り組みのおかげである。本来ならば、県議会で一坪反戦地主会に感謝状を差し上げるべきところなのです。

このような一坪反戦地主の皆さんを、犯罪者よりも下位におく、今回の陳情を採択するとは何事ですか。陳情は、過去に一坪反戦地主であった者も公職から除外せよ、と言っているのです。どんな凶悪な犯罪を犯した者でも、前科及び犯罪経歴はみだりに公開されず、刑期を終えればそのことによって法律上は不利益を受けることはないのです。

まさに、今回の陳情は、一坪反戦地主を犯罪者以下に

おとしめるものであり、一坪反戦地主会及び、同会に参加する県民一人一人を著しく侮辱し、名誉を傷つけるものであるだけでなく、陳情の趣旨が通ることになれば、私達は、戦後の占領下の状態や戦前の治安維持法下の状況に後戻りすることになるのであります。

このような公職からの追放は、戦後の日本では、占領下のレッドパージ・沖縄での瀬長亀次郎那覇市長の公職追放など共産党や人民党の公職追放を思い出させるものであります。

今回の陳情は、特定の思想を持つ人々が、公権力を利用して、彼等が認めない県民を公職から追放させようとするものであります。そもそも、そのようなことが、可能だと考える県議会議員がいるのでしょうか。

レッドパージは占領下の日本でマッカーサー指令都のレッドパージ政策によつて当時の共産党もしくはその同調者を、新聞事業から始まって、電気事業、私鉄、鉄鋼、石炭等の基幹産業、そして民間産業一般に波及したものであります。

当時の最高裁も、判例では特定の党に所属したり、特定の信条をもつことを理由に解雇を認めることはありませんでした。

信条による差別についての最高裁判例として、昭和四十八年十一月十二日の大法廷判決があります。三菱樹脂事件であります。昭和三十八年三月に大学を卒業して三菱樹脂株式会社管理職要員として三か月の使用期間を設けて採用され、採用の際に学生活動についての経歴に一部隠していたことで六月に本採用を拒否された事件であります。地裁も高裁も解雇権の乱用(濫用)として解雇を取り消し、特に、高裁判決は、憲法第十四条の法の下に平等、「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と労働基準法第三条、「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、貸金、労働時間その他の労働条件について、差別してはならない。」によつて、信条に

よる差別禁止が定められているとしたのです。

残念ながら最高裁判決は、憲法第十四条「法の下に平等」と第十九条「思想及び良心の自由」は、「その他の自由権的基本権の保障規定と同じく、国または公共団体の統治行動に対して個人の基本的自由と平等を保障する目的に出たもので、もつぱら国または公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものでない」と後退するものとなつたのですが、国や地方公共団体は「法の下に平等」により信条による公務員採用での差別をしてはならないことを明確にしたのです。

ですから、本陳情書が求める一坪反戦地主や過去に一坪反戦地主であつた者を県のあるあらゆる機関並びに県から給与、運営資金などならぬに資金の関わりのある外郭団体において即刻排除する陳情を採択することは、憲法が規定する国民の基本的人権を著しく侵害するものであります。

憲法は、第十章・最高法規において、第九十七条で、この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである、第九十八条で、「この憲法は、国の最高法規であつて、その条項に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない」と規定しているように、県議会は、このような陳情採択してはならないのであります。

本陳情の採択に反対することを求めて討論を終わります。

抗議声明・決議・要請

(関東ブロックのホームページに全文掲載。URL <http://www.jca.apc.org/HHK/petition/absurd.html>)

- ・ 沖縄県議会の「一坪反戦地主など」排除の陳情採択に抗議する決議
(沖縄から平和を呼びかける4・17集会 2000.4.17)
- ・ 沖縄県議会は「一坪反戦地主など」の排除決議を撤回せよ (派兵チェック編集委員会 2000.4.15)
- ・ 沖縄県議会による「一坪反戦地主排除」の陳情書採択を糾弾する
(戦争協力を拒否し、米軍基地の沖縄内移設に反対する実行委員会 2000.4.13)
- ・ 一坪反戦地主排除の陳情採択に対する抗議声明 (名護ヘリポート基地に反対する会 2000.4.6)
- ・ 沖縄県議会の「一坪反戦地主などを排除する陳情」採決に対する抗議及び採決の取り消しを求める要請書 (自治労沖縄県本部 2000.4.4)
- ・ 大分から沖縄県議会への採択撤回要請
(米軍基地と日本をどうするローカルNET大分・日出生台 2000.4.4)
- ・ 一坪反戦地主排除の暴挙に対する抗議決議 (沖縄社会大衆党 2000.4.1)
- ・ 第23回定期総会参加者の抗議声明 (沖縄県憲法普及協議会 2000.3.31)
- ・ 抗議声明 (日本国民救援会中央本部 2000.3.31)

沖縄・名護の「平和」

沖縄県議会は一坪反戦地主排除の陳情を採択し、ヘリ基地反対協は岸本名護市長リコールを棚上げ。札束を振りかざした基地押しつけの力は強い。しかし、「沖縄民衆平和宣言」は、地球に生きるすべての人々と対等・平等の共生社会を築くための「平和の発信」を沖縄から呼びかけている。

沖縄民衆平和宣言

四年前の今日、すなわち一九九六年四月一七日、日米安保共同宣言が発せられました。この宣言は、東西冷戦を前提につくりあげられた軍事同盟である日米安保体制が冷戦終了後も必要であると、再定義し、その強化の必要性を強調しています。この宣言に基づいて、「戦争ができる国家」を目指した法整備が進み、わが沖縄には、若干の軍用地面積の縮小と引き替えに、老朽化した基地の再編・統合・強化政策が押しつけられようとしています。普天間基地や那覇軍港の「県内移設」は、その代表的事例です。そして、この県内移設政策推進の

スプリング・ボードの役割をも担わされて、七月には「沖縄サミット」が行われようとしています。

日本政府や稲嶺県政は、「沖縄を槍舞台に押し上げることの経済効果」や「平和の発信」を強調しています。しかし、クリントン米大統領を初めとするアメリカ政府首脳は、極めて率直に、「日米同盟の戦略的重要性を示すよい機会」などと発言してはばかりません。

周知のように、いわゆるサミットは、第三世界の資源ナショナリズムに対抗する先進工業国の経済会議として始まりました。そして後には、NATOと安保の政治的・軍事的結束を誇示する場として

の性格を帯び、やがてはロシアを加えたG8が、国連の枠外で世界政治を取り仕切る場に変質してきています。ここでは、毎年、「経済的繁栄」や「平和」が語られています。しかし、世界的に見ても、一つの国の内部を見ても、貧富の格差は拡大し続け、軍事力の行使も絶えません。つまり、ここで語られる「経済的繁栄」とは、一部の大国やその中の特権階級の利益の追求であり、「平和」とはその利益を保証する経済体制や国際秩序の維持にほかならないのです。だからこそ、沖縄の戦略的重要性を世界にアピールする「ことが、彼等にとっての「平和の発信」になるのです。

わたしたちの願う「平和」とは、地球上の人間が、自然環境を大切に、限られた資源や富をできるだけ平等に分かち合い、決して暴力（軍事力）を用いることなく、異なった文化・価値観・制度を尊重しあつて、共生することです。それが、沖縄の民衆が半世紀にわたる社会的体験を通して得た確信なのです。

五 数年前、沖縄は、日米両軍の激しい地上戦闘の場になりました。それから十七年間、沖縄は、米軍の軍事支配下に置かれ続けました。そして今なお、アメリカの世界戦略の拠点として、在日米軍基地の七五%を押しつけられ、頻発する米兵の犯罪や軍事基地に起因する事件・事故、基地維持

政策による産業・経済の歪みや社会的荒廃に苦しんでいます。同時に、わたしたちは、この基地を拠点とする軍事行動の犠牲者たちの被害が、わたしたちの苦しみをはるかに上回っていることに思いを致さざるをえません。それ故にこそわたしたちは、基地の再編・強化に反対し、基地の整理・縮小・撤去を要求し、日米安保の解消を求めているのです。

わたしたちは、四年前日米軍事同盟強化宣言の出されたこの日を起点に、独自に、あるいは、志を同じくする人びとと協力しあつて、沖縄民衆にとっての「平和の発信」とは何かを明らかにしていきたいと思えます。この地球に生きる一人でも多くの人びとと、対等・平等の共生社会を築いていくために。

二 年四月一七日

沖縄から平和を呼びかける四・一七集会

参加者一同

声明

昨年一月二七日、岸本建男名護市長の普天間基地の名護市辺野古沿岸域への移設受入表明と同時に、私たちヘリ基地建設反対協議会は、その受入表明に抗議し市長解職請求（リコール）に着手することを宣言しました。

この間、(1) 受任者の確保、(2) 市長候補者の選考、(3) 市民への理解を求めることに努め、万全の体制を確立してリコール請求に望む準備をしてきました。しかし三か月が経過し、現状では

市長候補者選考ができない等、現時点でのリコール請求の開始は困難であるとの確認に至りました。市長リコールにも立ち上がった受任者をはじめ、市民・県民の皆さんへの期待に応えられなかったことに反対協として責任を痛感しています。今後の取り組みにあたっては市民投票で明確にした「へり基地ノー」の民意実現のために、この運動を市民・県内外の運動に広げるとともに、リコール請求を含め市民ぐるみの創意的な取り組みを展開し、また市長候補者選考にあたっても広く市民にひらかれたものとします。

米政府の十五年使用期限拒否によって岸本市長の受け入れ条件は早くも崩れ、民意を無視し、民主主義と地方自治を放棄した、市民への背信行為が明白となりました。

私たちは市民のみならず共に、岸本市長の責を徹底して追及し、半永久的な基地の押しつけを断固として阻止する不退転の決意です。私たちは今、政府の意に従って基地を受け入れるのか、それとも軍事基地と共存をしない、自立する平和な町づくりへの道を切り開くかの歴史的選択が迫られています。ここに、すべての市民、県民が英知を結集して基地の県内移設反対、へり基地建設反対に立ち上がるよう強く訴えます。

二 年四月三日

海上へり基地建設反対・

平和と名護市政民主化を求める協議会

【連載】 やんばる便り 2

浦島悦子（へり基地いらない二見以北十区の会）

旧暦三月三日（今年は四月七日だった）、一年に一度だけ、普段は米軍キャンプ・シュワブに占拠されている海辺が地元住民に開放される。この日は沖縄の伝統的な「浜下り（ハマウリ）」の日だ。昔から女性を中心に浜に出て、海の幸を採ったり、ごちそうを持ち寄って一日浜で遊んだりする。海の水や気によって邪気を払い、健康を祈願する祭りだと言われている。基地の開放は米軍の地元住民対策のひとつだが、めったにない機会なので出か

けることにした。この日だけ出入り自由のゲートを通り、迷彩服の米兵たちとすれ違いながら、広々とした住宅地の中の道路を走ると海岸に出る。昔から地元の人々が生活の糧を得てきた辺野古崎だ。いつもは遠くからしか眺められない長島、平島が目の前に見える。大潮の時にはここから歩いても渡れるのだ。磯の上で大勢の人たちが潮干狩りを楽しんでいる。シーカヤックやシュノーケリングで遊ぶ米兵たちの

姿も見える。もし、日米政府の思惑通り普天間代替基地がここにできれば、こんな光景も見られなくなるだろう。

東恩納琢磨さんの船で長島に渡った。大浦湾の入り口にある長島には灯台が置かれ、ここからはキャンプ・シュワブと大浦湾の全景が一望のもとに眺められる。軍事基地にしておくにはあまりにももったいない絶景だ。

実弾射撃演習の標的にされ赤い地肌を痛々しくさらしている山や、ゴルフ場のために削られてしまった山を元の森に戻し、米軍施設をとっぱらって畑や野原や林に戻してみよう。海の上には、かつてのようにヤンバル船を浮かべてみる。それは何と美しい風景だろう。

大浦湾は戦前、貴重な燃料であったマキや炭、材木、その他の林産物をここから沖縄各地へ運び出し（藍の染料は奄美へも運ばれた）、地元の人々にさまざまな日用品を運んでくるヤンバル船の港とし



瀬高から見る大浦湾。右はキャンプ・シュワブ、遠景に長島・平島が見える（1997.7.4）

てにぎわった。山が海岸まで迫り、耕地の少ない久志地域の人々の生計を支えたのは山仕事だった。子どもたちも含め一家総出で山に入り、マキなどをヤンバル船が運んでくるさまざまな食料や日用品と交換して生活していた人々にとって、ヤンバル船は命綱にも匹敵する存在だったのだ。山で働いていて、ヤンバル船が入ってくるのが見えると、喜びの唄を唄い、踊ったという。大浦湾の水深は、陸地の開発によって土砂が流れ込んでしまった現在よりずっと深かった。

この大浦湾は軍事利用したいと思う側から見ると格好の条件であるらしく、日本軍にも米軍にもねらわれ続けてきた。沖縄戦当時、日本軍が駐屯していたためにこの近辺の集落は米軍の爆撃を受けて焼かれ、人々は山中を逃げ惑った。飢えと病気で幼子を次々と亡くしたという人も少なくない。

それでも人々は、山から木を切り出して家を建て直し、豊かなサンゴの海の恵みに支えられて生きてきた。太古の昔、ここに初めて住み着いた祖先たちと同じように、この海と山に抱かれ、コツコツとたゆまぬ努力を重ねながら。

「この暮らしを『貧しい』と言う人がいる。しかし、オバアたちは、今の暮らしで充分だ」と言い切る。基地と引き替えの振興策などない。逆に、それと引き替えに失ってしま

うものがどんなに大きいかを知っているからだ。

私はこの地域が大好きだ。この自然と人々が織りなす暮らし、紡いできた歴史を知れば知るほど、失いたくない、奪われたくない思いは募る。だから、運動がどうのと言う前に、みんなにここを好きになつてほしい。この海を、この山を、そこで生きている人々を。誰だって好きなものは守りたいし、奪われたくない。愛の力は何よりも強いのだ。

というわけで、編集部と結託して、読者の皆さんに久志を好きになつてもらふことにした。好きになるには、まず知らなければならぬ。次回から、地元の人々の肉声を自然の奏でるメロディーとともにお伝えできればと思う。市長リコールは棚上げになつてしまつたけれど、地元が反対しているかぎり基地は造れないと確信している。

追記 前号で書いた三月三十一日の市長と十区住民との対話集会は、市長の「日程調整がつかず、またしても延期されてしまった。市長室担当者は「四月中には」などと言っているが信用できない。しかし、「地元への説明」は市長の最低限の義務なのだから、実現させるまでしつこく要請していくつもりだ。

ニュースクリップ (2000年3月~4月)

- ・3月20日 森喜朗(幹事長)、沖縄関連問題発言(12頁参照)
- ・3月24日 一坪排除の陳情、総務企画委員会で採決(特集参照)
- ・3月30日 一坪排除の陳情、沖縄県議会本会議で採決(特集参照)
- ・4月05日 自民・公明・保守の三党連立による森内閣発足
- ・4月08日 アリゾナ州で夜間訓練中のMV-22オスプリが墜落、19名全員死亡
オスプリは開発中に2度の墜落事故を起こした(1991年:デラウエア、1992年:ヴァージニア)、1992年の事故でも7名死亡
- ・4月09日 石原慎太郎(東京都知事)、陸上自衛隊練馬駐屯地で民族差別発言
- ・4月14日 那覇防衛施設局、再改悪特措法による強制使用手続きを開始。対象は、楚辺通信所(象のオリ)と浦添市牧港補給地区内の一部の土地
- ・4月17日 沖縄から平和を呼びかける4・17集会、「沖縄民衆平和宣言」を採択(8頁参照)
- ・4月18日 英訳に欠落・誤訳40点、新平和祈念資料館で新たな改竄(かいざん)発覚
米軍相模総合補給廠のPCB廃棄物、カナダ・米国で陸揚げを拒否され、横浜港に戻る
- ・4月21日~ 沖縄交流キャンペーン200 “語やびらIV”(次頁参照)

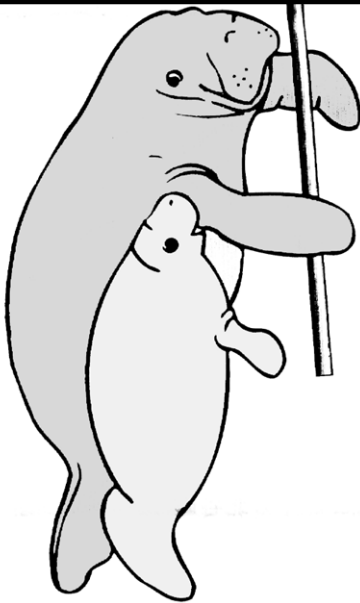
普天間基地の沖縄県内移設による新たな基地建設を許さない

沖縄交流キャンペーン 2000

“語やびら IV”

<協力>

へり基地反対協議会 / 沖縄から基地をなくし世界の平和を求める市民連絡会 / 新たな基地はいらない、やんばる女性ネット / 基地はいらない平和を求める宜野湾市民の会



恒例の「沖縄交流キャンペーン」がはじまった。今年で4回目。前号(第110号)に詳細な日程を掲載したが、4月21日から29日まで、仙台会場を含む10カ所で開かれる。本号では、21日(東京南部)と22日(東京西部)の集会の模様を速報でお伝えする。講師の新田(あらた)千鶴子さん(新たな基地はいらない、やんばる女性ネット)のお話のほか、三線や琉舞、あるいは寸劇などそれぞれの地域で工夫を凝らした集会になっている。

四月二日 東京南部

沖縄名護に新たな米軍基地を作らせない!

四・二一沖縄と東京南部をつなぐ集い

主催 沖縄と東京南部をつなぐ集い実行委

平日のせいか参加者は三々五々集まりはじめ、結局三分遅れの七時開始となる。

主催者と関東ブロックのあいさつの後、新田さんからの話。彼女は短めに切り上げ、質疑応答に時間をかけることになった。

なぜリコールが実現できなかったかへの質問が多い。彼女はことばを選びながら、できるだけ回答に近

づけようと努力してくれた。サミット効果がますます大きく現れてきた沖縄の様子。まるで運動会の万国旗のように八カ国ブラスーの旗があちこちでひるがえる。道路脇の木や藪などが警備の理由で刈り取られてしまった。マイカー自粛の呼びかけ などなど。へり基地反対協がリコールに踏み切れなかったのも、サミットの影響が大きいという。

休憩時には沖縄物産や泡盛なども売られる。今回は照屋さん親子による三線・太鼓、四つ竹などが演じられ、最後は皆で『花』の合唱となった。机を囲んで皆が向き合う「ゆんたく」形式が良かった。(野口)



新田千鶴子さん

四月二三日 東京西部

「ことしもトコトン」 沖縄交流集会

主催 基地はいらない！西部ネット

一坪反戦地主会・関東ブロック企画の「沖縄交流キャンペーン」の第二日目の集会は「ことしもトコトン」 沖縄交流集会」と銘打って、四月二日夜中野勤労福祉会館で開催された。新田(あらた)千鶴子さんの話に先立って、東京沖縄県人会青年部の花岡、大工廻の兩人による『君はジュゴンを見たか』という、約一五分の寸劇が披露された。五八番ホームから辺野古海岸行き最終電車という見立てで、車内で沖縄出身青年にジュゴンが、自分たちとウチナンチュがよく似ていることを説き、一緒に抱き合って辺野古の青い海に向かって走り出すというコント。予想外のだし物に聴衆は大喝采だった。

講師の新田さんは「昨日雨の羽田空港に着くまで、機内で寝ていました」と切り出した。「羽田空港ってどんなに立派かと思ったら、新しくなった那覇空港がちょっと大きいだけ」という感想が続く。

十三年前に連れ合いの仕事の関係で、名護に移り住んだが、それから僅か数年で、普天間飛行場移設問題に巻き込まれた。いま、沖縄はサ



ミットのための化粧直しで大わらわ。国道五八号線沿いの街路樹は、恥ずかしいほどの刈り込みみょうで、丸裸という感じ。

サミットが決まった直後から、名護市役所のうえには、サミット旗がひるがえり、いまでは銀行に行っても郵便局に行っても、サミット旗のオンパレード。保育園でも、運動会の万国旗のよつに、サミットの旗だらけとなっていて、「人間の鎖でサミットを成功させよう」という訳のわからないかけ声まで、どこからともなく聞こえてくる。

名護の市長リコール運動は、このサミットブームに押されて、四月三日にリコールは断念ということになったが、これからの運動展開について、「ヘリ基地反対協」は近日中に総会を開いて、方針を決めることになっている。

(上原)

森喜朗幹事長(当時)の沖縄関連発言

自民党の森喜朗幹事長(当時)は、三月二〇日、石川県加賀市内で行なった講演で、沖縄に関連して要旨次のように述べた。(三月二三日付『沖縄タイムス』朝刊からの引用。森幹事長は発言の中で実名を挙げたが、同紙は「本人の名誉やプライバシーを傷つける恐れがあるため」Aさんと仮名にしている。)

(講演の前に昨年一月に行われた天皇在位十年記念式典のビデオを上映、それを受け) さつきテレビでご覧の通り、みんな「君が代」を、ねえ(歌っていたのに)、沖縄のAさんだけ口を開かなかった。つまり、恐らく知っているんだろうと思うけれども、学校で教わっていないんです。

沖縄はいろんな歴史、立場を抱えて、特に沖縄教組というのは共産党が支配していますから、沖縄の先生、沖縄の新聞、二つあります。琉球新報、沖縄タイムスも恐らくそうです。だから何でも政府に反対、何でも国に反対。ですから、子供もみんなそういうことを教わってきた。だからAさんは、「君が代」で口を開かないんじゃないかと、歌ったことがなかったのかなという感じがしました。

この発言に対し、県教職員組合などや県内二紙が激しく反発した。そのため、三月二五日、沖縄を訪問した小淵首相(当時)は、反発の緩和に努めた。ところが同首相が、帰京後病に倒れたため、四月五日、森新内閣が発足した。森首相は、今も発言を撤回していない。

(井上澄夫)

【連載】

認定・裁決取消訴訟 (3)

四 講和後の土地接收の違法性

1 布令一 九号による土地接收の違法性

布令一 九号では、米軍の収用告知があった場合、土地所有者は告知後三日以内に、収用を受諾するか否かを回答しなければならず、拒否する場合には訴願が許されるが、訴願に対しては、価格及び適正補償に関する点だけが審理決定されるのみである。

収用告知後二日を経過したときは収用宣告が発せられ、土地に関する権利は米国に帰属する。但し、前記三日の期間中であっても、米国が緊急に占領し、かつ使用する必要があるれば、直ちに明渡しを命ずることができ、旨規定されている。

ところでこの布令では、米国がどのような場合に土地を収用することができるのか、換言すれば、権利取得のための目的、要件について何ら規定するところがない。この立法の上からは、米軍が必要だということが至上命令であって、これに制限を加えるものは何もない。その意味では、この土地収用令は米軍の土地接收に形だけの法的根拠を与えることが目的とされ、適正な手続により土地所有者の権利を保護しつつ、公共の利益との調和を図るという側面が全く無視されている。この布令には、収用の手続はあっても、何ら

の適正性はなく、したがって、これは「適正手続を規定した法令」というより、単なる米軍の内部用の手続規定にすぎないといふべきである。このことは、収用の適法性について争う方法がないこと、訴願があっても、それは価格および補償に関するのみであること、また、たとえ訴願があっても収用宣告を発する妨げにはならないことなどが規定されていることによって、なおさら明らかである。

とくに問題なのは、収用告知後三日を経過しなくても、米軍が緊急に占領し、かつ使用する必要がある場合は直ちに明渡しを命ずることができる。三日という期間が立派な規定であるのに、この三日の期間すら守らなくてよいということになると、米軍は、いつでも好きなときに一方的に強制収用することができるということであって、このことは収用告知書が土地所有者に到達する前に武力接收した安謝、銘効の例で経験済みなことである。かかる人民の権利を不当に侵害する布令による接收は、国際法及び当時潜在主権を有していた日本の憲法の許容し得ない無効なものであったといわなければならない。

2 布告二六号による土地接收の違法性

布告二六号が發布された経緯やその内容については、さきに簡単に触れておいたが、ここでは、同

布告が土地使用権発生論の論拠とした「默契論」について、その不当性を明らかにしたい。

布告二六号はその前文の冒頭において、「一九七年一月一八日の第四回「ヘーグ会議」において定められた陸戦法規及び陸上戦闘の規則、慣習に関する規定第三節第五二条の条項に基き、合衆国軍隊は、占領軍が必要とする不動産を収用し、これを占有した」と述べて、講和条約発効前の土地使用が「ヘーグ戦闘法規を根拠にするものであることを明らかにするとともに、続けて、「対日講和条約第二章第三条によつて合衆国に与えられた土地収用権に基き、合衆国軍隊は、一九五二年四月二十八日以後、更に、合衆国軍隊の必要とする他の不動産を占有し、これを使用した」と述べて（第一項）、講和条約発効後の土地の使用の根拠が平和条約第三条によつて米国に与えられた統治権に基くものであるという米国の考えを示した。

しかし、その後につづく前文の第五項では、「該土地が収用された一九五一年七月一日及びその翌日から合衆国においてはその賃借についての默契とその賃借料支払の義務が生じ、当該期日現在で合衆国は賃借権を与えられた」とも述べている。

そこでまず疑問となるのは、一九五二年四月二十八日以降の米軍の土地使用の根拠を、当の米軍は何と考えていたのか、ということである。前文第二項からすると、平和条約三条によつて米国に与えられた統治権が、即「収用権」になり、なんらの法的手続を採るまでもなく、米軍は当然に土地の使用権を取得したことになるとも認める。そうであれば、一九五一年七月一日に「默契」によつて土地使用権を取得したという前文第五項との関係はどうなるのか。同布告は前文において、まず

このような矛盾を露呈している。

次に、さきに引用した前文冒頭の部分では、占領期間中の土地使用を戦時国際法にもとづく強制的な徴発であるといい、前文第五項では、同じ占領期間中一九五一年七月一日以降は「黙契」による賃借権であるといっている。これも自家撞着した見解であり、明白な矛盾である。

そもそも、米軍が占領中から強制的に使用していたという事実によって、その土地の使用者ととの間に、暗黙の合意による賃借借契約が成立し、平和回復後もその関係が継続されるというのは、土地の私有財産制を認める文明国民の間では、どうい通用することのない暴論である。

米軍の見解によれば一九五一年七月一日以降の土地使用料を受けとつたから、それによって暗黙の賃借借契約が成立したというのであろうが、その使用料は、補償料というべきものであって、賃借料ではない。沖縄県民は当時そう考えていたのであり、一九五四年四月三日に立法院で成立したいわゆる「土地問題に関する四原則決議」でも「現在使用中の土地については適正にして、完全な補償がなされること」という項目を掲げている。

従つて、「黙契論」が国際社会において、土地使用の法的根拠として承認されるはずはなく、同布告を根拠として、講和後土地を接收、使用したのは、明らかに違法といわざるをえない。

3 布令二 号による土地接收の違法性

布令二 号は、布令九 号、布令一 九号、布令一六四号といつ一連の収用法令の流れを受けて

発布された法令である。

これは、右に挙げた法令に対する県民の抵抗を柔らげるため、琉米代表による現地折衝という手続を経て米軍が制定した法令であり、布令一六四号で定められていた「一括払い」「限定付土地保有権(実質的には土地所有権の取得)」という点を修正して「不定期賃借権」を規定しているが、内容は前記の布告、布令を集大成したもの以外ならぬ。

例えば、琉球政府が土地所有者と賃借借契約を結び、琉球政府はアメリカ合衆国に対して転賃する、という点は布令九 号に定められていたし、この契約が成立しなかったときは、米軍「収用宣言書」を発することができ、必要によつては宣言書を発する以前に直ちに明渡しを命ずることができるといふことは、布令一 九号、布令一六四号に定められていたものである。

従つて、布令二 号といふ法令に対する批判は、右の各布令に対する批判(布令一六四号に対する批判は布令一 九号に対する批判とほぼ同様であり、布令一 九号より「限定付土地保有権」といふ考え方をもち込んだ点で、より悪質である)を引用することで足りる。

ただ、布令二 号の場合、琉米間の現地折衝といふ「手続」を踏み、その受諾を受けて同布令が出され、土地所有者も同布令によつて琉球政府と「土地賃借借契約」をし、琉球政府がアメリカ合衆国に土地を転賃するという形がつくられている点については、若干コメントが必要かもしれない。

しかし、琉米の双方の代表による、現地折衝ではないものが、そもそも対等な独立国間の交渉ではな

く、「占領者」たる米軍(米民政府)と「被占領者」たる沖縄県民」との間、あるいは米軍の一方的任命による主席が長で、米軍の代行機関たる性格しか有しない「琉球政府」との間の圧倒的に軍事的、政治力の違う者同士との交渉であり、それまでも一五年もの間米軍事権力の「力」をいやというほど見せつけられた沖縄県民あるいは琉球政府に、基本的な点で「否」と言える状態になつたことを考えれば、この現地折衝なるものも、民主的手続といふ粉飾を凝らすための一種のセレモニーであり、その実質は多少譲歩しても米軍の基地維持目的を合法化しようとしただけのものにすぎない。その証拠に、現地折衝前と現地折衝受結後とで、布告、布令の内容はなに一つといつてよいほど変わりがない。変わったものといえば、米軍が導入しようとしていた「一括払い」「土地買い上げ」が、「不定期賃借権」「土地使用料の前払い」に修正された点だけである。従来の土地使用を合法化し、将来の土地使用の法的根拠を得るといふことでは米軍は、講和条約発効以来の方針を貫いている。

こういふ、米軍権力の前に屈した「受結案」によつて、沖縄県民は「琉球政府」と「契約」させられていき、かくして土地は米軍に提供されていったのである。このような「米軍権力の下での契約」、この米軍権力によつて制定された布令二 号の下での「契約」は、契約の名に値せず、いかなる意味でも自由な意志に基づく契約とはいえず、従つて、従来の米軍の「実力による使用」を合法化する法的根拠とはなりえない。

(つづく)

【新刊】

《和英両文 — Q & A》

沖繩の素顔

新崎盛暉 編

和英両文だからといって本書がサミット狙いの
 お手軽沖繩ガイドと思ってはならない。編者は新
 崎盛暉氏、沖繩県議会公認の非国民団体・一坪反
 戦地主会の代表世話人である。著者にも一坪の会
 員が名を連ねている。サミット・ヨイシヨ本では
 ないことは容易に想像できよう。国や県の推薦図
 書には決してなりそうもない。下手をすれば沖繩
 県議会指定の発禁本第一号だ。しかし、内容は読
 者の期待を裏切らない出来映えである。

本書は、琉球・沖繩の過去・現在・未来につい
 て、一問一答形式で解説している。和英
 両文の見開き構成だ。目次には全問と図表リスト
 が載っており、索引もしっかりしている。

(株)テクノ
 2000年3月27日
 1429円+税
 ISBN4-88538-601-2



URL: <http://www.okinawa-info.co.jp/>

類書としては、『沖繩修学旅行』(新崎盛
 暉ほか、高文研)、『観光コースでない沖繩』
 (新崎盛暉ほか、高文研)、『平和のためのガ
 イドブック 沖繩』(沖繩県歴史教育者協議
 会編、あけぼの出版社)などがある。いず
 れも単なる観光ガイドとはひと味違った沖
 繩案内として参考になる。

者の知りたい情報は容易に得られるだろう。的確
 な図表の選択、琉球・沖繩と日本・世界の出来事
 を併置した年表など、実に丁寧な作りである。年
 表はあまりにも簡略すぎるのではないかと一見感
 じるが、よく読むと、編著者の思いが伝わって
 くる。例えば、

一九九五年「平和の礎」除幕、軍転法成立。知事、代
 理署名を拒否(裁判に) / 米兵の少女暴行事件に
 抗議する県民総決起大会。

一九九六年 象のオリ、国による「不法占拠」状態とな
 る / 普天間飛行場の全面返還合意。代理署名裁判
 敗訴。「日米地位協定の見直しと基地の整理・縮
 小」を求める県民投票で全有権者の過半数が賛成

一九九七年 米軍用地特措法改定で、強制使用の期限切
 れでも暫定使用が可能となる。名護市住民投票で
 海上基地建設反対票が過半数を占める。

という具合で、なかなか思い切ったまとめ方だ。

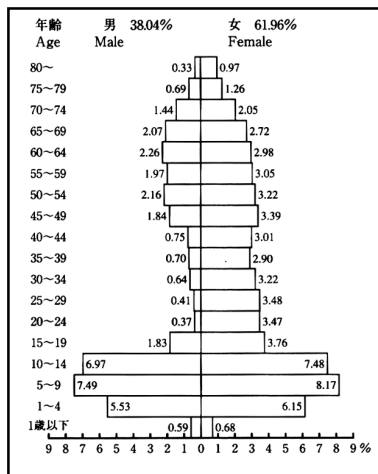
本書の説明にもあるが、英文は単なる逐語訳で
 はなく、英語で本書を読む外国人を対象にしてい
 る。翻訳者の一人ジャネット・ヒギンズ氏は出版
 記念シンポジウム(四月八日、沖繩大学)で、「言
 葉や文字で表現された文章は話し手や著者だけで
 なく読者と共有することになる。文化によって同
 じ言葉でもイメージやニュアンスが異なる。それ
 を考えながら、伝えたいと思う沖繩を英語で表現
 するのは至難の業だった(沖繩タイムス)と語つ
 た。なるほど、とつなずける。注釈などは英文の
 方がはるかに詳しい。

最後の問い(Q1)「人々が願ひめざす社会
 はどのようなものですか」は次のように結ばれて
 いる。

この本でさまざまな角度から解説してきたよう
 に、沖繩は、単に日本の一地方とはいいい切れない

独自の歴史と、その歴史に培われた独特の文化民
 衆意識を含む)を持っています。現代史をわずか
 数十年さかのぼっただけでも、日米両軍の戦場と
 なり、三、四年近く米軍政下に置かれた歴史をもち
 今なお在日米軍基地の七五%を押し付けられてい
 るという現実があります。そうした歴史を継承し、
 厳しい現実と直面している沖繩の民衆が、何より
 も強く求めているものが、「基地のない平和な社
 会」であることは、あまりにも明らかです。

左図は本書に掲載されている図の一つだ。沖繩



沖繩戦直後の人口ピラミッド (76 頁)

の人々にとって戦争とはいかなるものだったかを
 この図は如実に語っている。一坪反戦地主を
 「誤った歴史観を持つ」とする陳情に賛成した県
 議会議員(二頁にリスト)は、沖繩戦の歴史から
 何を学んだのか。本書はまずあの哀れな二六名に
 読んでもらいたい書である。

返本による無駄を省くために一般書店への配本
 はほとんどしていないので、書店で本書を見つ
 けるのは難しい。書店に頼んで取り寄せてもら
 うか、インターネットで注文できる。(丸山)

訂正・変更

・ファックス番号訂正
前号(第一一〇号)の表紙に記載した関東ブロックのファックス番号が間違っていました。すでに訂正のご案内を会員・読者の皆様に送付しておりますが、今一度訂正を掲載いたします。ご迷惑をおかけした皆様にお詫び申し上げます。

・ファックス番号 三十三三八六一二二 三
・キャンペーン講師変更
沖縄交流キャンペーン(二二日・二三日)の講師が具志堅千鶴子さんから新田(あらた)千鶴子さんに変更になりました。

集会案内(2000年5月)

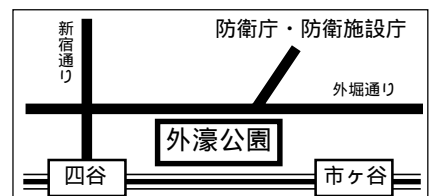
- 5月3日(水・休)
 - 平和憲法はいま最大の危機にさらされている 5・3私と憲法のひろば
13:30 ~ 700円 江戸東京博物館(両国駅)
講演:新崎盛暉、角田由紀子、山内敏弘
主催:私と憲法のひろば実行委員会など
- 5月9日(火)
 - 名護市民投票裁判 判決
13:10 ~ 那覇地方裁判所
- 5月13日(土)
 - 現代日本と戦争責任 - 在日の視点から
14:00 ~ 17:00 500円 茗台生涯学習館7F洋室(茗荷谷駅)
講師:徐京植、主催:「孫の世代の戦争責任って...?」実行委員会
- 5月15日(月)
 - 沖縄「復帰」28周年
沖縄県議会での一坪反戦地主排除の陳情採決糾弾
沖縄・名護への米軍基地建設反対! 5・15集会
18:30 ~ 集会後デモ・防衛施設庁要請行動 外濠公園(四谷駅)
沖縄から:城間勝(沖縄・一坪反戦地主会 代表世話人)
主催:沖縄・一坪反戦地主会 関東ブロック
- 5月19日(金)
 - 「思いやり予算」違憲訴訟(東京) 第11回口頭弁論
13:10 ~ 東京地裁第611号法廷(霞ヶ関駅)
連絡先:同訴訟事務局(Tel&Fax:03-5275-5989)
 - 5.19沖縄に平和を 李政美コンサート
18:00 ~ 2500円 新横浜スペースオルタ(新横浜駅6分)
第一部 沖縄現地からの訴え、第二部 李政美コンサート
主催:沖縄の自立解放闘争に連帯し反安保を闘う連続講座
- 5月21日(日)
 - アジア・沖縄 平和まつり
10:00 ~ 15:30 500円 北区飛鳥山公園(王子駅前)
連絡先:平和と生活をむすぶ会 03-3267-9995 FAX03-3267-0158
- 5月23日(火)
 - 在日米軍駐留経費違憲訴訟(思いやり予算)控訴審第4回口頭弁論
13:30 ~ 16:40 大阪高裁72号(地下鉄淀屋橋)
証人:北野弘久(日大・税財政法学) 前田哲男(国際大・軍事)
連絡先:異議アリ!思いやり予算・関西 06-6562-6906

会費納入のお願い

関東ブロックの運営費用は、年会費によってまかなわれておりますが、納入率はここ数年八割を切っており、昨年度の収入のうち三五%はカンパです。会員の負担をできるだけ少なくするために、年会費二〇〇円を維持しておりますが、計画的な運動を進めるためには財政の安定が不可欠です。沖縄の情報遅滞なく会員にお伝えしようとして、『一坪反戦通信』は月刊になりました。通信費削減のため、第三種郵便物申請を検討中ですが、その条件の一つは、有料読者の割合が八割以上です。この条件を満たすためにも、会費の納入率をあげる必要があります。皆様のご協力を今一度お願いいたします。

五・一五集会のお知らせ

例年、防衛庁裏の六本木・松町公園で行ってきた沖縄「復帰」五・一五集会は、防衛庁の市ヶ谷移転に伴い、今年からは外濠公園(下図)にて行います。沖縄から一坪反戦地主会代表世話人の城間勝さんが参加を予定している。会員・読者の皆様の参加をお願いします。



編集後記

沖縄の教育や新聞に対する暴言を吐いた森喜朗が、倒れた小淵に代わって首相になった。沖縄県議会では一坪反戦地主排除の陳情が賛成多数で採決され、東京では石原慎太郎が民族差別発言を繰り返して恥じない。政治家の質の低下は目を覆わんばかりだ。

今月号は急遽、陳情問題の特集号とした。県民や議会にとって不名誉なこの陳情採決を一刻も早く撤回させるために、陳情書・賛成議員・反対討論・抗議声明などできるだけ多くの資料を掲載した。ホームページも併せてご覧いただければ幸いである。

新しい試みとして、ニュースクリップなどのコラムを作った。内容がいささか資料に傾きすぎたかもしれない。より良い誌面を作るため、忌憚のないご意見をお寄せください。(ま)